

業務方法書の変更について

地方公共団体情報システム機構業務方法書（平成 26 年 4 月 10 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）の一部を次のように変更する。

附則第 3 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 13 年 3 月 31 日」に改める。

附 則（令和 7 年〇月〇日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、令和〇年〇月〇日から施行する。

新旧対照表（業務方法書）

新	旧
附 則 （業務に関する経過措置） 第3条 機構は、<u>令和13年3月31日</u>までの間に限り、地方公共団体情報システム機構法附則第9条の2に規定する補助金に関する業務を行う。	附 則 （業務に関する経過措置） 第3条 機構は、<u>令和8年3月31日</u>までの間に限り、地方公共団体情報システム機構法附則第9条の2に規定する補助金に関する業務を行う。

附 則（令和7年〇月〇日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、令和〇年〇月〇日から施行する。